

関西医科大学シミュレーションセンター 施設利用 ・ 貸出 申込書

関西医科大学シミュレーションセンター長 殿

時間外利用許可印	所属 責任者	部署	職名
		氏名 ㊟	
	注) 教職員の場合は所属部門長、学生の場合はクラスアドバイザー、 但し、クラブで使用の場合は顧問とする。		
	申込者	部署	職名
氏名 ㊟			
連絡先(内線・携帯)			

記

利用期間 (貸出期間)	開始	年 月 日 ()	時	分				
	終了	年 月 日 ()	時	分				
※定期利用の場合のみ記載 <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 <input type="checkbox"/> 隔週 曜日 <input center;"="" text-align:="" type="checkbox/>()</td> </tr> <tr> <td style="/> 使用日/ 予定利用人数					月 日 ()	内部: (職員・学生) 人	外部: 人	
利用場所	<input type="checkbox"/> 施設利用 <input type="checkbox"/> 貸出先()							
利用機器 名称・個数								
利用備品 名称・個数								
利用目的	<input type="checkbox"/> 自主学习 () <input type="checkbox"/> 研修・講習会 () <input type="checkbox"/> 授業・実習 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
誓約書 (申込者自署サイン)	利用規約を遵守し施設および機器備品を利用します。							

開始	年 月 日 時 分	終了	年 月 日 時 分
受付サイン		受付サイン	

※利用後確認事項

<input type="checkbox"/> 紛失 有・無 <input type="checkbox"/> 破損 有・無 <input type="checkbox"/> 利用者数の最終確認	使用消耗品:
備考	<input type="checkbox"/> 要返却 (月 日)

【 問い合わせ 】

関西医科大学シミュレーションセンター
 受付: 内線2860
 FAX: 072-804-2508
 E-mail: simkmusc@hirakata.kmu.ac.jp

関西医科大学総合医療センター保管機器利用の場合
 受付: 総合医療センター分室
 内線: 3150

関西医科大学シミュレーションセンター利用規約

(目的)

第1条 この規約は、関西医科大学シミュレーションセンター管理運営規程に基づき、シミュレーションセンター(KANSAI MEDICAL UNIVERSITY SIMULATION CENTER、以下「KMUSC」という。)及びその保有機器の利用に関する事項を定め、施設の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 KMUSC機器等を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 関西医科大学に在籍する学生、大学院生、研究員
- (2) 関西医科大学及び同附属病院に所属する研修医、専攻医、医師、看護職、その他教職員
- (3) 地域医療機関の医療従事者(ただし、KMUSCの管理者(以下「管理者」という。)の承知を得たものに限る。)
- (4) その他、管理者が適当と認めた者

(施設利用及び機器貸出申込)

第3条 KMUSC機器等を利用しようとする者は、あらかじめ電話・メール等で空状況を確認のうえ、「利用・貸出申込書」をKMUSCに提出するものとする。

2 原則として、関西医科大学関連施設外への機器貸出は行わない。

(利用時間)

第4条 平日の9時から17時まで(ただし、関西医科大学の休日は除く。)とする。

2 やむをえない事情により時間外に利用する場合、利用者は時間内に予め「施設利用・貸出申込書」を提出し、許可を得なければならない。

(利用上の注意)

第5条 利用者は、次の事項を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。

- (1) 許可された目的以外で使用しないこと。
- (2) 機器・備品・カードキー等転貸しないこと。
- (3) 利用責任者はシミュレータ機器の操作に熟知したものであること。
- (4) 利用期間及び利用時間を守ること。
- (5) 利用マニュアルを遵守する。

(機器等の破損・故障・紛失の場合)

第6条 機器の破損・故障・紛失が生じた場合は、速やかにKMUSCに報告すること。

2 利用者の不注意により機器・備品・鍵等を破損した場合は、その実費を原則として当該の利用者が弁済するものとする。

(利用許可の取り消し等)

第7条 管理者は、利用者がこの規約に違反した時、あるいは、KMUSC運営に支障があると認められる場合、利用許可の取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(その他)

第8条 この規約に記載のない事項については、別に協議するものとする。

附 則

この規約は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。